

## 福島県産の牛肉の放射性物質の検査結果について

福島県では、計画的避難区域等から出荷される家畜の食肉について、生産地が実施するモニタリング検査の対象としています。この生産地のモニタリング検査に東京都は、厚生労働省からの依頼に基づき協力してきました。

厚生労働省より 7 月 6 日検査依頼があった、南相馬市内の緊急時避難準備区域から芝浦と場に搬入された牛 11 頭のうち 1 頭（7 月 8 日と畜）の食肉について、本日、健康安全研究センターで放射能検査を実施した結果、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたので、お知らせします。

### 1 検査実施機関

東京都健康安全研究センター

### 2 検査結果

品目	生産地	検査結果（単位：Bq/kg）	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
牛肉	福島県南相馬市	ND	2,300
食品衛生法の暫定規制値		なし	500

※Bq（ベクレル）/kg とは、1 kg の検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。

※「ND」とは、検査実施機関の分析による検出限界未満を示します。

### 3 その他

- ① 当該牛と同一の出荷者から同日に搬入された残りの牛 10 頭については、現在検査中です。
- ② 当該牛及び検査中の牛 10 頭の枝肉等については市場内にすべて保管しており、一切流通していません。

#### <問い合わせ先>

- 食品衛生法の暫定規制値、放射能検査に関すること  
福祉保健局健康安全部食品監視課 廉林・近藤・松本  
電話：03-5320-4413・4400（直通）  
内線：34-392、34-340
- 中央卸売市場における流通に関すること  
中央卸売市場事業部業務課 茂木・館山  
電話：03-5320-5760・5755（直通）  
内線：44-230、44-214